

議案第 33 号

栗山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栗山町道路占用料徴収条例（昭和 33 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。